

No	意見	回答・考え方	計画変更（反映）箇所
1	・施策 1－2 について、福祉のなんでも相談は令和 4 年度から開始した事業であるので、数値の考え方や標記の方法を再考した方が良い。	・福祉のなんでも相談は、令和 4 年度から開始した事業であるため、その旨が分かるように表記を変更いたします。	○施策 1－2（基本事業 1）の指標に補足追記 「重層的支援体制整備事業（通称：福祉のなんでも相談）で扱った案件数」の現状値 1 4 件の下に「2022年度開始事業のため2022年度上半期の実績を現状値とする」を追記
2	・施策 1－3 の指標について、介護予防教室は市事業だけでなく委託事業を含めると回数がさらに多くなると思うので、現状値とめざそう値を再考した方が良い。 ・また、施策 1－3 の基本事業 3 について、指標のフォントを見やすくするため、他の指標と統一した方が良い。	・介護予防教室については、市直営による事業と委託による事業がありますので、それらを合わせた回数として捉えた上で、現状値とめざそう値を再設定いたします。 ・なお、施策 1－3 基本事業 3 の指標のフォントは他指標と統一いたします。	○施策 1－3（基本事業 1）の指標を変更 「一般介護予防事業（介護予防教室等）の開催数： 現 状 値：2 6 回 → 9 0 回 めざそう値：9 0 回 → 2 5 5 回 ○施策 1－3（基本事業 3）のフォントについて、他の基本事業のフォント（ゴシック体）に統一
3	・みどり市の都市構造上、まちの拠点づくりが課題であり、SDGsに沿った施策、コンパクト・プラス・ネットワークに取り組むためには、交通結節点の形成と、公共交通のネットワーク化が重要となる。 ・現在、岩宿駅周辺まちづくり計画が検討されているが、明確な位置づけのため、「まちの拠点・交通結節点の形成」を施策（施策 4－2、5－1、5－2 など）に加えていただけるよう、要望します。	・みどり市にとって、まちの拠点づくりと交通結節点の形成は重要課題でありますので、その課題と取組を明確化するため、施策 4－2 への文言追記（交通結節点の強化）と、施策 5－1 内の基本事業の追加（まちの拠点づくり及び秩序ある土地利用の推進）を行います。	○施策 4－2 の主な取組 1 の修正 タイトル：バスの運行形態の変更による交通結節点の強化 本文（抜粋）：～バス交通のネットワーク化と交通結節点を強化し、～ ○施策 5－1 の基本事業を分割・追加 ・基本事業 1 「<u>まちの拠点づくり</u>及び秩序ある土地利用の推進」 ・基本事業 2 「景観まちづくりの推進」 ・基本事業 3 「緑地空間づくりの推進」
4	・みどり市に当てはまらない記述が有る。実態を把握できていないのではないか。 ・例えば、「市民と行政の協働」については全くの見当違いである。	・施策 7－1 協働のまちづくりでは、市民・行政区・企業や団体との協働を推進することとしております。その中で、行政区との協力、自治会活動の充実といった表現をしておりますが、みどり市においては「自治会」といった名称の組織はありませんので、ご指摘のとおり実態に合わせ、市民の方々がより分かりやすい表記となるよう変更いたします。 ・なお、行政区だけでなく、市民委員を含む総合計画審議会なども「協働の場」となりますので、計画に示すように、行政と市民や団体との連携をしっかりと図りながら協働のまちづくりを進めてまいります。	○施策 7－1 の基本事業名・説明文章について、みどり市の実態と合わせて、「自治会」の表記を変更または削除。

No	意見	回答・考え方	計画変更（反映）箇所
5	・素案の内容が抽象的すぎる。 ・文章の焦点が定まらず、簡素化が必要。	・総合計画は市政全体の計画であることから、各取組を網羅できるような記載内容となっています。しかし、取組内容が分かりにくいとの意見を踏まえて、後期基本計画では、各施策における主な取組を新たに記載するなど、具体的に市が実施する内容の明記を行いました。	—
6	・「財政」は他に指標はないのか、また指標と実態との対比を示せないのか。	・施策の成果指標として、地方公共団体健全化法による健全化判断比率の4つの指標を用いておりますが、健全化判断比率については、それぞれの指標について以下の特徴があり、本市としては、これらの指標に注視する必要があると考えています。 ○実質赤字比率・・・一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率 ○連結実質赤字比率・・・公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対する比率 ○実質公債費比率・・・一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率 ○将来負担比率・・・一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率	—
7	・総合計画の具備項目について、計画の最初に「みどり市の概況」として、以下の項目が必要ではないか ①人口とインフラ整備の推移と今後の方向 ・旧3町村時代からの人口、自然減・自然増、就業人口等の分析 ・競艇場をはじめとする主要な企業の進出状況との関係、 ・国道50号バイパス完成等のインフラの整備状況等との関係 等々 ②財務の推移と今後の方向 ・財務に関する主要指標の分析 ・大型投資設備の完成年度等の状況 ・財源に大きな影響を与える企業等の状況 等々 ③経営資源の推移と今後の方向 ・農業・商工業の変遷、文化財、観光資源、競艇事業、産業団地 等々	・今回策定をしている第2次総合計画後期基本計画は、前期の計画を踏まえた後期の計画であることから、序論や基本構想など前期基本計画を踏襲するものであり、市の概況は次期計画（第3次計画）を策定する際に改めて更新して掲載します。なお、後期基本計画の策定においては、人口や財務の推移等の状況を踏まえて施策の検討を行ってまいりました。 ・また、本総合計画は市の最上位計画であり、その下には各部門計画や今後の人口目標などを示す人口ビジョンが策定されておりますので、みどり市の概況に関わる詳細については、各部門別の計画等において示すこととなります。	—

No	意見	回答・考え方	計画変更（反映）箇所
8	・市長の選挙公約などを踏まえ、重点課題として、以下を追加するようにお願いしたい。 ① 行政のプロの育成 （理由：課題を実現する推進力であるため） ・パワハラ防止・倫理・コンプライアンスの各条例の制定とこれに基づく業務の推進など ②人口減少対策 ・藪塚インターアクセス道路の早期実現 ・市役所職員の独断だけではなく、市民と行政の真の協働・民間活力活用によるプロジェクト体制による推進 ・通勤道路の渋滞解消（特に通学路になっている交差点の右折帯整備等を優先して進めてほしい。） ・産業団地の整備・働く場の創出 ・旧3町村の均衡のとれた発展計画の策定 ・笠懸地区のみへの大型重点投資は他地区の衰退を招き、結果的に市全体の衰退に陥ることを念頭に置くようお願いします。 ③少子高齢化対策 ・転入者への住宅取得補助金制度の創設(空き家を含む) ・空き家の活用（補助金制度の創設など）（「市民のために頑張る市役所・効率行政、行政のプロ育成」、「世界遺産ゴールデンルートの整備で観光誘致(渡良瀬軸幹線道路整備と産業団地誘致による雇用創出)」等）	・総合計画は、市全体及び各施策の大きな方針や考え方を示す地方自治体における行政運営の最上位計画であるため、各施策の全事業の詳細を記載するものではありませんが、市長公約をはじめとした今後の重点取組がどの施策のどの基本事業に紐付いているか、庁内策定委員会などにおいて確認を行いながら計画策定を進めてまいりました。 ・ご意見のとおり、各施策において、みどり市にとっての課題や重点的に取り組むべき事業は多くあると考えますので、今回策定する総合計画後期基本計画においては、「行政のプロの育成」、「幹線道路・生活道路の整備」、「産業団地の整備・雇用の確保」、「移住定住の促進（空き家活用・移住支援金制度の活用）」など、今後のみどり市にとって最重要となる課題を各施策の主な取組に位置付けております。 <各施策の取組（一部抜粋）> ○施策 5－2 「幹線道路・生活道路の整備」 ○施策 6－2 「産業団地の整備・雇用の確保」 ○施策 7－4 「移住定住の促進（空き家活用・移住支援金制度の活用）」 ○施策 8－1 「行政のプロの育成」 ・以上のように、総合計画では重要課題や重点取組の推進に向けた大きな方針や考え方を示した上で、その方針等に基づく各部門計画の策定・推進や、各部局による個々の事業の推進に努めてまいります。	—

No	意見	回答・考え方
1	・総合計画審議会における審議方法が形骸化している。委員の意見だけでなく、市の管理職を含む職員からの意見についての議論や、重点課題の抽出など、審議会の中でのさらなる共通認識づくりを行う必要があるため、審議期間を半年延長して、時間をかけて計画作成を進めてはどうか。	・第2次みどり市総合計画後期基本計画の策定に向けては、令和3年度から審議会を開催してきており、これまでに対面による会議や書面による意見聴取を実施してまいりました。 ・その中で、委員からの意見やご指摘などにに基づき計画内容を修正しながら、計画の施策体系や計画素案を作成してきました。 ・令和4年11月7日開催の審議会では、その計画素案によるパブリックコメント実施について承認いただくなど、審議会による審議のもと、計画作成を進めてきたところであります。 ・また、総合計画は自治体全体の将来目標を示した基本的な指針であり、その計画に示す各施策の方針を踏まえて、各部門別の計画等が策定され、個々の事業を円滑かつ着実に推進することとしております。 ・そのため、総合計画後期基本計画の初年度（令和5年度）の直前である令和4年度末までに計画を策定し、令和5年4月以降は、本計画に基づいた各事業への着手と事業推進を行う必要があることから、計画策定に係る審議期間は延長しないこととします。 ・なお、令和5年度からは、総合計画審議会において計画の進捗確認を行うため、各施策の取組状況や成果等の検証を実施します。総合計画のPDCAサイクルの中で、委員からの意見や各施策の実績等を踏まえながら、進捗管理や環境変化に応じた各事業の軌道修正を行うなど、総合計画を軸とした市政の着実な実行に努めてまいります。
2	・前回の審議会の議事録が回ってこない。出された意見に対してどう対応したのか不明である。会議の議事録(メモ)を作成して共有化するのは、「仕事を進める基本動作」である。基本動作が出来ていなければ、内容のある総合計画は作成できない、無理やり形だけ作成するならば意味がない、また実行できるはずがない。	・各会議について、委員意見などに対してどのように対応しているかを確認することは基本であり、重要なものであると認識しております。 ・会議時間とその内容により議事録の作成にかかる時間は異なるところではありますが、会議での貴重なご意見やその意見への対応については、しっかりと会議内で共有を図るとともに、ホームページ等を通じた公開を行ってまいります。

No	意見	回答・考え方
3	・ 審議会の書面開催時に各審議委員が提出した「意見」について、その対応案が資料として示されたが、資料内容が分かりにくい。 ・ また、出された意見について、審議会で議論をしていないため、意見の抜けの有無の確認や問題点の共有化ができていないため、重点課題の抽出が出来ていない。 ・ 共通認識づくりが出来ていないため、全てが中途半端・抽象的のまま終わっている。 ・ さらに、「総合計画」の実行の当事者である市の部長・課長の「意見」について示されていない。	・ これまで総合計画後期基本計画の策定に向けて、審議会で意見やご指摘をいただいた内容は、すべて関係部署に展開し、各所属で内容を確認しながら計画素案の作成に取り組んでまいりました。各委員から書面で提出していただいた意見については、計画の施策順に並び替えて整理し、会議資料としてお示ししましたが、分かりにくかったとのご指摘ですので、今後は限られた時間で共通認識を深められるよう、適切な資料作成に努めてまいります。 ・ また、総合計画を策定するにあたっては、各施策を所管する部や課の方針や考え方に基づいて作成を進めており、部長等で組織される庁内の策定委員会でも協議を行っていることから、計画には所管部署の意見が反映されています。
4	・ 当初の基本方針やスケジュールが守れていない。 ・ 初回審議会(R3.12月)基本方針において、市の現状・課題を把握して、市民と行政の協働による行政経営の視点で策定する。市民への説明責任を果たし、成果指標を活用して策定する。と示してある。 ・ 会議については、令和4年1月が審議会はコロナのため書面開催となり意見を聴取したが、5月に予定していた審議会は7月に延期、9月の審議会は11月に延期されている。	・ 後期基本計画の策定に向けては、令和3年12月に基本方針とスケジュールを示したところであり、その方針に基づいて素案作成と審議を重ねてきました。 ・ ご指摘のとおり、当初示したスケジュールから遅れることとなり、委員の皆様にはご迷惑をおかけしたところもありますが、後期基本計画の開始年度である令和5年度当初までに策定をするよう、各審議委員からのご意見等をもとに素案作成を行い、パブリックコメントによる市民への公表を実施してきました。総合計画は市の今後5年間の方針を示す最上位計画であることから、令和4年度末に策定を完了するよう進めてまいります。
5	・ 「みどり市をどういう市にしたいのか」について、議論を尽くしてイメージを共有化する必要がある。	・ 本総合計画においては、各施策毎に「めざす姿」を示しており、そのめざす姿に向けてどういう施策展開をするのか、どのような事業を具体的に進めるのか、審議会や庁内策定委員会などで検討を進めてきました。 ・ 今後は総合計画に基づく施策や事業を実行し、審議会による進行管理や検証を行いながら議論を重ね、計画に示す「めざす姿」の実現に向けて取り組みを進めてまいります。

No	意見	回答・考え方
6	・市長の選挙公約が記載されてない。	・市長の選挙公約を実行できるように各部署で計画内容の精査を行ってまいりました。総合計画は全体的な市の方針を示す計画であることから、計画上では市長公約と完全に合致する表現でなくても、市民にとって必要な事業については適切に実施できるよう取り組んでまいります。
7	・市役所内のパワハラの改善に取り組まないのでしょうか？（最重点課題）	・市としても、パワハラや職員のモチベーション低下による休職や退職を未然に防ぐことは重要であると認識しています。令和2年度より管理職を対象に「ハラスメント対策研修」「職場環境改善研修」を実施し、パワハラ、病気休職、早期退職が発生しないよう職場環境の整備を行っているところです。 ・また、全管理職を対象とした「コンプライアンス研修」も実施するなど、法令順守の徹底に努めているところであります。
8	重点課題とそうでない課題がゴチャマゼになっている。	・市政を取り巻く状況は常に変化をしており、各分野において、それぞれに課題があることから、各施策を着実に実行することで、課題解決に努めていきたいと考えております。 ・後期基本計画より新たに掲載した重点取組は、複数の施策が横断的に連携をすることで、より大きな成果を得ることを目指して設定しています。重点取組に限らず、各施策の取組も積極的に推進し、総合計画における将来像の実現を目指してまいります。